

## 私立大学図書館協会ホームページ委員会設置要項

(2000年 4月13日 制定)

(2000年12月 6日 一部改正)

(2015年 3月 6日 一部改正)

### (設置)

#### 第1条

「私立大学図書館協会ホームページ」(以下「協会HP」という。)の運用・管理等のために、私立大学図書館協会の下に「私立大学図書館協会ホームページ委員会」(以下「HP委員会」という。)を置く。

### (任務)

#### 第2条

HP委員会は、以下の項目について実施することを任務とする。

- (1) 協会HP運用要項に基づく、協会HPの運用・管理
- (2) 協会HP運用要項の改定
- (3) その他協会HPについて必要な事項

### (組織)

#### 第3条

HP委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

### (委員)

#### 第4条

委員は、部会長校からの推薦に基づいて、会長校が委嘱する。

### (委員長)

#### 第5条

- (1) 委員長は、委員の中から選出し、会長校が委嘱する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- (3) 委員長は、HP委員会の活動状況及び協会HPの概況について、会長校に報告し、役員会において承認を受けなければならない。
- (4) 委員長は、協会HPの構成及び概況並びにHP委員会の活動状況等について、総会において報告しなければならない。

(任期)

第6条

HP委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし再任をさまたげない。
- (2) 委員が任期中に交代する場合は前任者の残任期間とする。

附 則

本要項は、2000年4月1日から実施する。

本要項の改正は、2000年12月6日に改正し、同日施行する。

本改正要項は、2015年4月1日に施行する。